

室町期興福寺における罪科免除について

On the Remission of Penalties Granted in the Domain of Kohukuji Temple in the Muromachi Period

下 沢 敦
Atsushi SHIMOZAWA

要約

室町期の興福寺においては、職務怠慢や職責懈怠などの軽度の義務違反や些細な注意義務違反（過失）を犯した本人に一度は科した罪科（刑罰・処罰）を後から免除するという奇妙な法的慣行が相当の頻度で行われていた形跡がある。この慣行では、義務違反行為者本人が義務を遂行すると確約するか、二度と再び同じ義務違反を繰り返さぬ旨誓約すると、罪科が免除された。筆者は、この確約または誓約を本人の態度における一種の改善と捉えて、本人の態度の上に改善の跡が認められれば、罪科の主要な目的が達せられたことになり、その時点で罪科を免除することが可能になると理解する。この種の罪科免除を伴う罪科の本質は、近代刑法で言う「特別予防」を目的とする刑罰の一種と見られるが、日本中世社会の一面で「見懲らし」による犯罪の一般予防が追求されていたのに対し、他面では、軽度の義務違反行為につき特別予防目的の処罰が追求されていた事情を推察するに足る。

キーワード：罪科免除

目次

- I 始めに
- II 室町期の興福寺における罪科免除の実例
- III 罪科免除の意味
- IV 終わりに

I 始めに

日本中世において、長く興福寺の寺務を司っていた大乘院門跡の一人として著名な尋尊大僧正が残した有名な日記「大乘院寺社雑事記」を少し覗いて見ると、尋尊が生きていた室町期当時の興福寺領及び春日社領の領域内においては、ごく些細な注意義務違反即ち過失によって何らかの失態を犯した者に対して一度は科せられることに決定された罪科（刑罰・処罰）を、その罪科が科せられた後になってから免除するという、現代人の目で見ると、聊か奇異とも映る処分が、主に興福寺の寺家によって頻々と行われていた形跡を窺い見ることができる。小稿では、この室町期の興福寺における罪科免除という聊か特異な処分の慣行を取り上げ、第Ⅱ節で、「大乘院寺社雑事記」に収められている夥しい数に上る罪科免除の事例の中でも、ごく単純で最も基本的な形態の罪科免除の実例を数例、引用紹介すると共に、第Ⅲ節で、罪科免除という特異な処分の基本的な性格とその処分の慣行が持っていた意味についての若干の考察を試みたいと考える。今回典拠とする「大乘院寺社雑事記」から罪科免除に関連する資料を引用するに当たっては、増補続史料大成本の「大乘院寺社雑事記」を使用した。小稿では、本字を旧字体とはせず、概ね現行の新字体に改めて表記する方針とし、また、傍注・割注の類で、省略しなかったものは、全て括弧（ ）内に入れて本文中に置き、本文と並べる方針とした。その他にも、引用文中の細部において、文字を始めとする表記の表現形式を変更した箇所が相当数あるので、これらの変更点について、予めご注意申し上げておきたい。

II 室町期の興福寺における罪科免除の実例

本節では、「大乘院寺社雑事記」の始めの方の記事の中に出ている室町期の興福寺で行われていた罪科免除の実例を、ごく単純で最も基本的と思われる幾つかの事例だけに限って、引用紹介して行くが、煩雑ながら、各引用文の後ろに拙い現代語訳を付して、参考に供することとした。

① 仕丁沙汰者行国の罪科免除の事例

「大乘院寺社雑事記」の長禄元年（1457年）十一月晦日条には、「一仕丁沙汰者（行国、）就堂童子公事無沙汰可被加御罪科之由、通目代申入間、早々可罪科旨公文目代ニ仰遣了、則罪科云々、」⁽¹⁾【一つ、仕丁（雑役夫）の差配をする役職の者（行国）が堂童子（雑役の少年）の役務の手配を怠った件について、行国に御罪科を加えられるべきことを通目代が申し入れて来たので、速やかに行国を罪科に処すべき旨公文目代に仰せ遣わした。早速行国を罪科に処したという。】という記事が出ている。ところが、僅か数日後の同年十二月五日条には、「一仕丁沙汰者、行国以告文歎申入之由、通目代申入間免除了、」⁽²⁾【一つ、仕丁の差配をする役職の者である行国が告文（起請文）を捧げて嘆願を申し入れて来た通目代が申し越したので、行国の罪科を免除した。】と記されており、職務怠慢により、先月晦日に罪科に処せられた行国自身が告文（起請文）を提出して嘆願して来たので、行国の罪科を免除することにしたという記事が出ている。これは、主に興福寺の寺家によって室町期の当時行われていた罪科免除の実例の中でも、最も単純で、最も典型的な事例の一つではないかと考えられるので、先ず第一にこの事例を掲げた。

② 猿楽者金剛大夫の罪科免除の事例

①に掲げた罪科免除の事例より少し後の時期に当たる「大乘院寺社雑事記」の翌長禄二年（1458年）二月六日条には、「一於南大門薪猿楽始之云々、」⁽³⁾【一つ、興福寺の南大門において、薪猿楽（薪能）を始めたそうだ。】と記され、興福寺で毎年恒例の薪猿楽（薪能）を開催した記事が出ているが、その翌日の二月七日条には、「一明日薪可召之、今（金）晴・今（金）剛可参旨、以番中綱仰之、長参上之間同仰之了、然而金剛未参向云々、」⁽⁴⁾【一つ、明日薪能を実施することにしたが、明日の薪能には、今晴と今剛（金春と金剛）の両座が参るよう、当番の中綱を通じて命じた。金春座の座長が参上したので、同じことを命じた。しかし、金剛座の方は、未だに罷り越していないという。】という記事が出ている。この金剛座の不参とそれに続く遅参がすぐ後で問題化する。その翌日の二月八日条には、「一金晴計参上了、然者金剛ニハ三番猿楽分ニテ、為長カ沙汰可致其沙汰旨仰処、不可有子細云々、但遅参之間、無力一座令沙汰了、一献出世方也、仕丁方二十疋下行、御童子・力者両座ニ二十疋下行、中綱ハ一献給之了、」⁽⁵⁾【一つ、薪能には、金春座ばかりが参上した。そこで、金剛座には、三番目の三番叟の分を演じさせることにして、座長の指図でその演能を致すように命じたところ、支障あるまいという話だった。ところが、金剛座が遅参したので、致し方なく、金春座一座だけで上演する仕儀となった。一献（酒宴）を出世方が世話した。仕丁方に、二十疋を下賜した。御童子と力者を介して、金春と金剛の両座に二十疋を下賜した。中綱は、一献を賜った。】と出ているが、この日の金剛座の遅参も、すぐ後で問題化する。更にその翌日の二月九日条には、「一観世計又召之、今日一献世間

者并納所等令沙汰了、音阿ミ入道二馬・太刀給之了、」⁽⁶⁾【一つ、四座の中で観世座ばかりを再度呼び寄せた。今日の一献は、興福寺寺外の俗界の一般人並びに納所などが世話した。音阿弥入道に馬や太刀を下賜した。】という記事が出ているが、この日の記事は、金剛座の遅参の一件には直接の関係がないので、参考となる程度に止まる。さて、筆者がここで特に注目したいのは、その次の二月十日条に出ている次の記事である。「一金剛・法生両座召之、於一献者豊田・古市兩人シテ進之、五百疋、是ハ別段ノ事也、次薪事兩日可召之処、三个日召之、今度始也、次一昨日金剛不参条、不可然旨令披露衆中、仍為衆中可罪科分必定了、然而色々歎申入間、以告文免了、」⁽⁷⁾【一つ、金剛・法生（宝生）の両座を呼び寄せた。一献については、豊田と古市の両人が共同で進らせた。総額五百疋に達したが、これは、異例のことである。次に、薪能のことでは、二日間猿楽座を呼び出すはずのところを、三箇日に亙って呼び出したが、これは、今度が初めてのことである。次に、一昨日に金剛座が不参したのは適切でなかった旨、興福寺の衆中（寺住衆徒）に報告が行った。そこで、衆中として金剛座を罪科に処することが必定となった。しかし、金剛座の方から色々と嘆願を申し入れて来たので、告文（起請文）の提出によって、金剛座の罪科を免ずることとなった。】そして、同日条の同じ一つ書きの項目には、それに続けて、金剛座の大夫（座長）が書き認めた告文（起請文）の文面が大体次のように転記されている。「敬白 起請文事 右子細者、今度薪猿楽事、違例ニヨリ候テ、昨日御能御寺務之御ヤクニモ不参候、又式三番之事、役人ヲマ（ア）ツメ候間ニ、ステニ御能ハシマリ候、此兩条サラサラ緩怠ノ儀ニアラス候、向後ニヨキ候テモ、緩怠アルマシク候、若イツワリ申候ハハ、神ノ御ハチヲカウフルヘク候、ヨツテキシヤウモンノ状如件、長祿二年二月九日 金剛大夫判」⁽⁸⁾【敬って申す、起請文のこと。右の子細は、今度の薪猿楽の件では、当方の体調不良によりまして、昨日の御能の御寺務の御役目にも不参仕りました。また、式三番（三番叟）のことでは、当方で役者を集めております間に、既に御能が始まっておりました。この両条は、全く以って当方の手落ちによるものではございません。向後（将来）におきましても、決して過失など犯したり致しません。このことで、もし偽りを申しましたならば、神の御罰を蒙っても構いません。よって、以上の通り、起請文を書き認めました。長祿二年二月九日 金剛大夫判】この金剛大夫の罪科免除の事例では、長祿二年度の興福寺の薪能における金剛座の座長（金剛大夫）の病気による不参や式三番への遅参という大失態につき、失態を犯した金剛大夫本人に対して興福寺の寺住衆徒から罪科を科せられるはずのところを、罪科を科せられるべき金剛大夫自身が告文（起請文）を作成して、それを提出することによって、その罪科を免除されることになったのである。なお、その翌日の二月十一日条によると、「一薪今日マテ云々、」⁽⁹⁾【一つ、薪能は、今日までで終わりだそうだ。】ということであり、この年の興福寺の薪能は、二月十一日を以って結局無事に終了したのである。

③ 四名の僧侶（源春房賢専、了観房乗清、学松房好弘、観禅房詮算）の罪科免除の事例

「大乘院寺社雑事記」の長禄二年四月一日条には、「一観禅院三十講始之、」⁽¹⁰⁾【一つ、観禅院の三十講が始まった。】と記され、毎年恒例の観禅院の三十講が、この長禄二年度にも、また開始されたという記事が出ている。ところが、その翌日の四月二日条には、「一観禅院三十講ノ砌ヨリ書状到来、以承仕進之、出世奉行二位得業取進之、以口状被得御意之由仰返事了、」⁽¹¹⁾【一つ、観禅院の三十講の会場より、書状が到来した。承仕法師（仏具の管理役の僧）に託して送って寄越した。出世奉行の二位得業がこれを受け取って進らせた。口頭で、確かに承知した旨の返事を仰せた。】との記事が出ており、それに続けて、同じ一つ書きの項目の中で、その書状の内容が次のように転記されている。「賢専・（源春房、）乗清・（了観房、）好弘・（学松房、）詮算、（観禅房、）当堂三十講不参候間加罪科候、此趣可有御披露旨、可有御披露之由評定候也、恐々謹言、 卯月二日 論匠衆等陽識御房」⁽¹²⁾【賢専（源春房）、乗清（了観房）、好弘（学松房）、詮算（観禅房）の四名は、当堂における三十講に不参仕りましたので、罪科を加えました。この趣をご報告あるべき旨お伝え願いたき由を評議の上決定致しました。恐々謹言。 四月二日 論匠衆等より 陽識御房へ】この書状は、法名と房号を連記されている四名の僧侶が観禅院の三十講に不参するという不始末をしでかしたので、罪科に処せられたとの内容の報告だったのである。ところが、その翌日の四月三日条には、「一三十講之砌ヨリ申入、乗清（了観房、）加免除之由申入之、」⁽¹³⁾【一つ、三十講の会場の観禅院より、申し入れがあり、乗清（了観房）に免除を加えた由を申し入れて来た。】という記事が見え、三十講不参の罪科が行われたその翌日には、早くも、罪科を受けた四名の僧侶の内の了観房乗清が罪科を免除されていることが分かる。しかし、独り乗清が罪科を免除されたばかりではなく、その数日後の四月七日条を見ると、「一三十講砌ヨリ書状到来、詮算（観禅房、）免除了、」⁽¹⁴⁾【一つ、三十講の会場の観禅院より、書状が到来した。詮算（観禅房）を免除した。】という記事が出ており、罪科を受けた四名の僧侶の内、乗清に続いて、観禅房詮算もまた、罪科を免除されたことが尋尊に伝えられたのである。それから数日後の四月十二日条には、「一自三十講砌覚専（源春房、）以咥文歎披露之間、加免除之由、以書状申入之了、」⁽¹⁵⁾【一つ、三十講の会場の観禅院より、覚専（源春房）が咥文（告文・起請文）を捧げ、嘆願上申し来たので、免除を加えたとの由を書状で申し入れて来た。】と記されていて、罪科を受けた四名の僧侶の内の源春房覚専も、咥文（告文・起請文）を捧げて嘆願したので、免除を加えられたと伝える書状が尋尊の許に届いたと分かる。上掲の四月二日付けの書状の中では、源春房の法名は、賢専となっているが、四月十二日条では、覚専となっていて、全く別人のようにも思われるが、房号を見ると、両方共に源春房で共通しているから、これは、恐らく何れか一方の法名が尋尊による誤記だったのではないかと思われる。そして、ここまで来れば、容易に推測が付く通り、罪科を受けた四名の僧侶の内に残る一名の学松房好

弘についても、同様の罪科免除の処分となった。即ち、そのすぐ後の四月十四日条には、「一三十講砌ヨリ書状到来、好弘（学松房、）免除云々、」⁽¹⁶⁾【一つ、三十講の会場の観禅院より、書状が到来した。好弘（学松房）を免除したそうだ。】と出ており、最後まで残っていた学松房好弘も、やはり罪科を免除されたということが分かる。こうして、結局、長禄二年度の観禅院の三十講への不参の咎により、一度は罪科に処せられた四名の僧侶が、それから間もなく、全員罪科を免除される結果となったのである。なお、翌日の四月十五日条を見ると、「一至観禅院、三十講今日結願了、」⁽¹⁷⁾【一つ、観禅院の三十講は、今日に至り、結願した。】と出ているから、長禄二年度の観禅院の三十講は、同年四月十五日を以って、滞りなく終了したのである。

④ 良朝僧都の罪科免除の事例<その1>

以上①から③にかけて紹介した幾つかの罪科免除の事例が生じた長禄年間より、少しだけ時期を遡って、「大乘院寺社雑事記」の康正三年（1457年）三月廿九日条を見ると、「一良朝来、二番頭事以清賢巨細仰付了、」⁽¹⁸⁾【一つ、良朝が来たので、二番の頭役の件を、清賢を通じて詳細に涉って仰せ付けた。】と記されているが、尋尊がこの興福寺西金堂の二番の頭役を良朝に仰せ付けた件については、それから一月近く後の同年四月廿六日条には、次のように出ている。「一西金堂二番頭事、良朝僧都以泰承律師申入趣ハ、二番頭ニ闕請ノ様ハ、以僧綱任日ノ次第被仰付者也、仍任日次第ハ良朝、次ニ懷尊権大僧都也、然而闕出来事、去年五月十六日浄舜房僧都他界之間、可入其闕ニ、然者東金堂ノ第一番ノ為第二番頭入ヘシ、只今事良朝ハ非理運云々、予返事趣ハ、僧綱任日ノ以次第、随闕出来之次第ニ番帳ニ可闕請条、誠ニ如申入昔年ヨリノ掟也、就其只今闕出来之前後ヲ申入歟、西金堂第二番之ニ番頭陽舜房律師也、去々年秋ヨリ京都ノ背上意、于今不住寺、仍良朝ニ令闕請也、陽舜不住寺事去々年、浄舜他界事去年ナリ、然上ハ陽舜之処ニ良朝無相違者也、申状不得其意、其上先度及度々仰付処、二番頭ノ日記ヲ不所持候間相尋東西候時分之由申入之、一通之領状無之事、一向此日記故也、仍二番頭記兼雅得業所持ノ間借渡了、此上ハ可勤仕之処、又只今申状以前ニ相替了、旁以可勤仕之由仰付了、」⁽¹⁹⁾【一つ、興福寺西金堂の二番の頭役の件で、良朝僧都が泰承律師を通じて申し入れて来た趣旨は、「二番の頭役に生じた僧侶の欠員の補充のやり方は、僧綱に任命された日付の順序に従って僧綱に命じるといふものである。そして、任命の日付の順番は、先ずは良朝、次には懷尊権大僧都である。しかるに、欠員が生じた事情を見ると、去年五月十六日に浄舜房僧都が他界したので、その欠員に入るようになったのである。とすれば、東金堂の第一番が西金堂の二番の頭役として入るべきである。それを今頃になって良朝に欠員に入れというのは、理に適っていない」といふものである。予（尋尊）の返事の趣旨は、「僧綱の任命の日付の順序で、欠員が生じた順番に従って番の帳簿に補欠の人員を記入するべきだ」といふのは、確

かに、そちらの申し入れの通りで、昔年よりの掟である。それを根拠にして、只今欠員が生じた時間の前後を申し立てているのか。西金堂の第二番の二番の頭役は、陽舜房律師である。しかし、陽舜房は、一昨年秋より、京都の上意（室町殿の御意）に背いており、今に至るまで興福寺に住していない。よって、代わりに良朝に欠員に入らせることになるのである。陽舜が興福寺に住しなくなったのは一昨年のことであるが、浄舜が他界したのは去年のことである。そうである以上は、陽舜の入るべき所に良朝が入ることになるのには何の間違ひもない。そちらの言い分は、了解し難い。その上、先頃より度々この件を命じて来たが、<二番の頭役の日記を所持致しておりませんので、丁度今あちらこちらに尋ねて回っている最中でございます>などと嘯いて逃げている。今までそちらから承諾の返事を一通も寄越さなかったのは、偏へにこの日記がないことを口実にして来たからだ。そこで、二番の頭役の日記は、兼雅得業が所持しているから、それを借りて渡したのだ。かくなる上は、神妙に勤めるべきところ、現在の言い分は、以前の言い分とはまた打って変わって、似ても似つかぬものになっているではないか」というもので、「何れにしても、ちゃんと頭役を勤めよ」と命じた。】この記事によると、興福寺西金堂の二番の頭役の役職は、その業務を仰せ付かった良朝僧都にとっては一向に有難くない、気の進まぬ仕事であったらしく、良朝が甚だ困惑している様子が窺える。そして、良朝の甚だ消極的な態度が、とうとう良朝の罪科を招く結果になった。翌月の五月十一日条によると、次の通りである。「一西金堂二番頭筒井ノ光宣（成身院）権律師可沙汰処、依畠山之弥三郎引汲事、京都ノ上意以外不弁也、然間去々年ヨリ筒井一家・箸尾・片岡以下悉以南都ノ出頭ヲ止了、仍光宣事不住寺間、二番頭事勤仕之条不可得也、次ノ躰理運之間、良朝僧都ニ仰付処、光宣事於京都之上意者、誠以不弁也、於寺門者不及罪科上、諸廻請等二皆以于時無除之儀、寺僧一分ナリ、至此役御闕請不得其意候之由、条々歎申入之、予返事云、誠申処一儀ナリ、但上意不弁躰、此役ヲ可勤仕事、為寺門不可然之由、去正月比ヨリ寺門ニ及沙汰間、無力可皆請也、其上無住寺者、精進嚴重ノ沙汰アル事也、於他国可勤仕事、更以無其例者也、然上者可闕請条、又不能左右事歟、則任僧綱之任日次第、可致其沙汰之由雖仰付、猶以無承引間、可加罪科旨、兼雅得業ヲ召仰付之了、別会五師供目代ニ、諸廻請事得其意可除之由ヲ、巨細兼雅ニ仰付了、」⁽²⁰⁾【一つ、西金堂の二番の頭役は、筒井の光宣（成身院）権律師が適宜処置すべきことであるが、畠山の弥三郎の肩を持ったことが原因で、京都の上意（室町殿のお覚え）が殊の外乏しくなってしまった。そのため、一昨年より、筒井一家・箸尾・片岡以下の連中は、全員南都へ顔出しするのを禁止されている。よって、光宣の場合は、興福寺に住していないので、二番の頭役の仕事を勤めるのは不可能になっている。次の順位にある者が理に適っているので、良朝僧都に命じたところ、「確かに、光宣の場合は、京都の上意（室町殿のお覚え）が全く以って乏しくなっております。しかし、地元の興福寺では、罪科には及んでいない上に、今まで諸々の法会や儀式への招請にも、除外

されたりした例が全くございません。れっきとした寺僧の身分でもあります。にも拘らず、この頭役に至っては、光宣を欠員にするというのは、どうにも納得し難いものがございます」などと、あれこれと嘆き申し入れている。予は、返事をして言ってやった。「確かに、そちらが申していることには、一理ある。しかし、上意（室町殿のお覚え）が乏しいのでは、この頭役を勤めるのは、興福寺にとって望ましいことではないと、去る正月の頃より、興福寺であれこれ評議に及んで来たからには、致し方ない、全てお引き受けすべきであろう。その上、光宣のように住する寺のない者だと、常日頃の精進潔斎振りを厳格に評価されることになる。また、他国におりながら頭役を勤務するなどということは、一向にその例がない。そうである以上は、光宣を欠員とするのも、また止むを得ず、あれこれ言っても始まらぬことではないか。だから、僧綱の任命の日付の順序に従って、速やかに頭役の業務を果たせ」と命じたが、それでもなお良朝が承諾しないので、兼雅得業を呼んで、「良朝に罪科を加えよ」と命じた。「別会五師及び供目代に、良朝に罪科を加えることを心得た上で、諸々の法会や儀式への招請をすることからは、良朝を除かせるように」と詳細に涉って兼雅に仰せ付けた。】こうして、興福寺西金堂の二番の頭役を引き受けることを渋り続けて、とうとう尋尊の怒りを買った良朝は、罪科に処せられることに決まった。翌日、尋尊は、この件について京都に報告している。翌五月十二日条には、「一条々京都二申上了、」⁽²¹⁾【一つ、あれこれと条々のことを京都に申し上げた。】とあり、それに続いて、尋尊が京都の日野大納言宛てに出した書状が次のように記載されている。「自禁裏被仰下候雑紙、且五十束進上候、被取進候者、可為本望候、就中西金堂二番頭光宣律師之所、令闕請良朝僧都候処、不可沙汰之由申候間珍事候、所詮於良朝者令罪科、可仰付次之理運之由、御奉書を申、御沙汰候者可目出候、左様候ハハ、自来十九日修正事始行候様可申付候、次三綱泰弘申状如此候、修正所出事可及違乱候上者、同無相違様申御沙汰、可為御祈禱候也、恐々謹言、五月十二日 尋尊 日野大納言殿 尚々巨細之趣以使者申候也、」⁽²²⁾【禁裏より、ご下命のありました日用紙を取り取えず五十束進上致します。お取次ぎ進らせられれば、本望に存じます。取り分け、中でも、西金堂の二番の頭役は、光宣律師でしたが、欠員となり、代わりに良朝僧都を補欠に任命致しましたところ、勤められないと申しまして、思いがけない一大事になりました。結局のところ、良朝は、罪科に処し、その次の理に適った者に頭役を命じる由の御奉書を申し賜りますならば、幸甚に存じます。そのようにお取り計らい頂けました暁には、来る十九日より、修正会の準備を始めますよう、申し付けたく存じます。次に、三綱泰弘の申状は、次の通りでございます。修正会の出費のことで一揉めしそうな様子ですから、同じく間違いのないようにご処置を申し賜りますならば、御祈禱を致す所存でございます。恐々謹言。 五月十二日 尋尊より 日野大納言殿へ なお、詳細な趣につきましては、使者を通じて申し上げます。】この書状の後ろには、泰弘の申状の内容が書き添えてあるが、良朝の罪科の件に直接に関わる内容ではないので、こ

ここでは、省略する。良朝の罪科の一件では、尋尊は、室町幕府側にも連絡を入れているが、この点については、同日条に、「一二番頭良朝事、以春円大、飯尾下総守方ニ同申遣之、」⁽²³⁾【一つ、二番の頭役の良朝の件を、春円大を介して、飯尾下総守の方にも同じく申し遣わした。】と記されている所から確証される。また、同日条には、「一西金堂二番頭事、良朝無承引之間、可罪科之由、昨日仰付之了、仍供共事、可改補条勿論事也、」⁽²⁴⁾【一つ、西金堂の二番の頭役の業務を良朝が引き受けようとしないので、罪科に処すべきことを昨日命じた。それ故、供などの行事では、良朝を解任して、別人に交代させるべきことは、勿論のことである。】と記され、それに続いて、同じ一つ書きの項目の中に、尋尊の言わば秘書役の兼雅から帥律師御房へ宛てた書状が次のように転記されている。「良朝僧都西金堂二番頭事、理運之間、被仰付候処、菟角申入子細無領状之間、被申入京都、被加御罪科候了、仍一切経事早々可有改補之由、被仰出候也、恐々謹言、五月十二日 兼雅 帥律師御房」⁽²⁵⁾【良朝僧都が西金堂の二番の頭役に任ぜられることは、理に適っておりますので、これを命じられましたところ、良朝は、とやかく差し支えを申し入れて、了承致しませんので、京都に申し入れられた上で、良朝に御罪科を加えられました。そこで、一切経会のことでは、速やかに良朝を解任され、別人に交代させるべき由を仰せ出されました。恐々謹言。五月十二日 兼雅より 帥律師御房へ】同日条の同項では、「返事以口状承候云々、」⁽²⁶⁾【返事は口頭で承りましたということだ。】と尋尊による注記が記されている。同日条では、更に、「一英淳一切経所望、任英輪転衆所望、仍可補任之由仰付之、良朝僧都罪科之關分ナリ、二番頭事、良朝之次座行弘（玄忍房僧都ナリ、）任理運可仰付之由、以懷兼得業松林院ニ仰遣之、」⁽²⁷⁾【一つ、英淳が一切経会衆を所望し、任英が輪転衆を所望している。そこで、彼等を任命すべき由を仰せ付けた。良朝僧都が罪科によって欠員となった分である。二番の頭役のことは、良朝の次の席次に当たる行弘（玄忍房僧都である）に道理に従って命ずべきだろうと、懷兼得業を通じて松林院に仰せ遣わした。】と記載されているが、良朝の罪科によって欠員となった役職の後釜を狙う者が意外に多いことが窺える。しかし、良朝が忌避して遂に罪科に処せられる羽目になった問題の西金堂の二番の頭役だけは、やはり全く人気が無かったらしく、数日後の五月十四日条には、「一兼雅得業来、二番頭行弘申云、計会ノ間以咥文被閣者可畏入云々、中々不可叶之由仰付了、」⁽²⁸⁾【一つ、兼雅得業が来た。二番の頭役の行弘が申して言うには、「諸事取り込んでおりますので、咥文（告文・起請文）を捧げることで頭役を差し置かれますならば、恐れ入ります」と言っているようだ。しかし、「いやいや、それは、容易なことでは叶うまい」と仰せ付けた。】という記事が出ている。罪科に処せられた良朝の代わりに二番の頭役に任命された行弘もまた、告文（起請文）を提出することにより、頭役を差し置かれたいという希望を出していたのである。ところが、本件は、急転直下、良朝の罪科免除となって、突如一先ず終わりを告げる。それから数日後の五月十九日条には、次のように記されている。「一

同堂二番頭光宣之所事、良朝僧都色々以兼雅得業歎申入、肝要二番頭事可致沙汰之由申入間、罪科ヲ免了、於一切経者、先日改補之上者、重而後闕ヲ可申入之由仰了、⁽²⁹⁾【一つ、同堂の二番の頭役の光宣の補欠のことについて、良朝僧都が色々兼雅得業を通じて嘆願を申し入れて来た。肝心の二番の頭役の業務を執り行いましょうと申し入れて来たので、罪科を免じた。一切経会衆については、先日良朝を解任して、別人に交代させた以上は、重ねて欠員の後の補充を申し入れよと命じた。】結局、良朝側がとうとう折れて、あれほど嫌がっていた西金堂の二番の頭役を不承不承ながらも引き受けようと翻意するに至ったので、良朝の罪科が免除されることになった模様である。その翌日になって、京都の室町幕府から、本件に関する通達を載せた五月十七日付けの奉書が到来した。五月廿日条には、「一就二番頭事京都奉書到来了、⁽³⁰⁾【一つ、二番の頭役のことについて、京都の奉書が到来した。】と出ており、それに続けて、その奉書の文面が次のように転記されている。「興福寺西金堂修正・修二月二番頭役事、就臈次差定処、良朝律師及異儀云々、事実者頗招其咎歟、所詮任先例嚴密可勲仕之、猶令難泐者、速可被処嚴科旨、堅可被加下知候、若赤（亦）有子細者、不日可被註申之由、被仰出候也、仍執達如件、（康正三）五月十七日 為数判・常恩判 当寺々務雑掌」⁽³¹⁾【興福寺の西金堂の修正会・修二月会の二番の頭役のことでは、臈次に従って頭役を指定したところ、指定を受けた良朝律師が異議に及んだということですが、事実であれば、大層咎を招く行為でしょう。結局は、良朝としては、先例に倣って、細心の注意を払ってこの役を勤めるべきでしょう。それでもなお良朝が迷惑がったりしたら、速やかに良朝を厳しい罪科に処せられるべき旨を厳しく下命せられるべきでしょう。もしまた何か異議があるならば、直ちに注進されたいと仰せ出されました。よって、以上の通り、通達致します。（康正三年）五月十七日 為数判・常恩判 当寺々務雑掌へ】なお、この奉書では、良朝の階級は、「律師」となっているが、勿論これは、奉書を作成した飯尾為数等の室町幕府奉行人側の誤解に基づく誤記であろうから、良朝僧都のことを指して言っているのは間違いないと思われる。

⑤ 良朝僧都の罪科免除の事例<その2>

④の罪科免除の一件から一年以上の間、良朝は、一切経会衆に還補して⁽³²⁾、問題らしい問題を殆ど起こさずに過ごしていたらしいが、長禄二年の年末に至ると、会始への出仕を忌避した咎で再び罪科に処せられそうになった。「大乘院寺社雑事記」の同年十二月三日条には、次のような記事が出ている。「一会始出仕事、良朝計会之間不可叶云々、以外次第也、不致其沙汰者、可加罪科旨重々加問答了、⁽³³⁾【一つ、会始への出仕のことでは、良朝は、「諸事取り込み中で出仕が叶わない」と言っている。とんでもないことである。「その勤めを果たさないならば、罪科を加えなければならない」と問答を重ねた。】ところが、こうした脅し文句にも拘らず、良朝は、今度も強硬な姿勢を貫こうとする。翌十二月四日

条を見ると、「一会始僧綱事雖有御罪科、不可出仕旨良朝申切了、此上者可加罪科分也、仍次座永秀律師二仰付之了、是又難儀云々、珍事珍事、」⁽³⁴⁾【一つ、会始の僧綱の件では、「たとえ御罪科があろうとも、出仕することはできない」と良朝がきっぱりと言い切っている。かくなる上は、良朝に罪科を加えるのが筋だろう。そこで、次の席次の永秀律師にこれを仰せ付けた。ところが、この永秀もまた、「困難だ」と言って渋っている。全く困ったことだ。】と記されており、良朝ばかりでなく、良朝の代わりに任命した次席の永秀律師までが会始への出仕に難色を示しているのが、尋尊が甚だ困惑している様子を窺うことができる。それから数日経った十二月十一日には、本件の処置に関する長者宣が尋尊の許に届いた。「大乘院寺社雑事記」の同日の条には、「一就研学事長者宣到来了、并専寺探題同被長者宣到来了、」⁽³⁵⁾【一つ、研学の件について、長者宣が到来した。並びに、専寺探題の件についても、同様に出された長者宣が到来した。】と記され、その一つ書きの項目の中のすぐ後ろの所に、各長者宣の内容が転記されている。最初に出ている維摩会の研学の豎義の件に関する長者宣は、次のような文面になっている。「維摩会研学豎義事、就御補任可被請宗聚大法師候、会始出仕事、良朝僧都・永秀律師令故障之条、緩怠尤候、任先規可被罪科候、然者先付次座可有御下知之旨、長者宣所候也、仍言上如件、十二月十日 右大弁経茂 謹上 興福寺別当僧正御房（政所）」⁽³⁶⁾【維摩会の研学の豎義（試験）のことは、御補任に従って、宗聚大法師を招請されるべきでしょう。会始への出仕の件では、良朝僧都及び永秀律師が故障を申し立てておりますのは、職務怠慢に違いないでしょう。先例に従って、罪科に処せられるべきでしょう。しからば、一先ずは、次席の者に御命じあるべき旨の長者宣を出されました。よって、以上の通り、申し上げます。 十二月十日 右大弁経茂より 謹んで奉ります 興福寺別当僧正御房（政所）へ】その次の維摩会の専寺探題に関する長者宣は、良朝の罪科の件とは直接の関係のない別件について発せられたものであるから、ここでは、省略する。ところが、本件でも、良朝を罪科に処するのが適当ではないかという趣旨の長者宣まで出されていたながら、結局、良朝は、罪科免除を得ることになる。翌々日の十二月十三日条によれば、「一良朝僧都事、任御下知加罪科処、会始出仕事随分可出立之由、以泰承律師進書状上者、罪科事免除了、」⁽³⁷⁾【一つ、良朝僧都の件では、藤氏長者のお指図に従い、一旦は罪科を加えたところ、「会始への出仕の件では、極力奉仕致します」と泰承律師を通じて書状を進らせた以上は、罪科のことを免除した。】という記事が出ていて、今回も、良朝は、結果的には罪科免除を獲得しているのである。

「大乘院寺社雑事記」の最初の方の記事の中には、以上本節で①から⑤までにごく簡単に引用紹介したごく単純な罪科免除の事例の他にも、同時期に興福寺で行われていた罪科免除の事例に関する記載が少なくない。例えば、山村胤慶の罪科免除の可否の問題⁽³⁸⁾では、同人の罪科が縁座によって発生したものだところから、同人への罪科の是非と同人の罪科免除の処分の決定権の所在を巡って激しい議論が生じ、そこから、同人の罪科免除に

ついでに賛否両論が巻き起こり、興福寺の寺内が真っ二つに割れそうになる程に紛糾したので、容易なことでは問題解決には至らなかった。「大乘院寺社雑事記」の記事によれば、他にも、寛貞の罪科免除に関する問題⁽³⁹⁾や宗融の罪科免除に関する問題⁽⁴⁰⁾などが、今回引用紹介した罪科免除の事例が生じたのとほぼ同じ時期に持ち上がっていたが、何れの罪科免除の事案の場合も、決着するまで相当長期間に亘った。しかし、このように紛糾した罪科免除の事案については、主に紙幅の関係から、今回は、紹介し切れないので、全て割愛し、別の機会に改めて取り上げて紹介することにしたい。

III 罪科免除の意味

前節において、①から⑤まで「大乘院寺社雑事記」の記事の中から引用紹介した罪科免除の事例は、何れも、職務怠慢や職責懈怠や業務の忌避行為等の軽度の義務違反またはごく些細な注意義務違反が罪科に処せられることになったものである。それらの職務怠慢や職責懈怠や業務の忌避行為等のごく軽い義務違反やごく些細な注意義務違反は、何れも、現代人の感覚からすれば、凡そ一個の犯罪行為とは見做し難く、一々罪科に処するまでもないのではないかと思われる程に軽微な内容の事案ばかりが揃っている。即ち、もし最初から罪科を免除することに決定されていたとしても、一向に不思議ではなく、その罪科免除の決定からは別段の支障を生じる懸念が殆ど全くない程に軽度の義務違反行為があっただけという事案ばかりなのである。そして、多くの場合、職務怠慢等の何らかの義務違反を犯した本人が翻意して従前の態度を改め、職務の遂行を確約すると、それによって、直ちに罪科が免除される。即ち、義務違反を犯した本人が口頭で、もしくは、告文（起請文）等を捧げて、当面の職務の遂行を確約するのみならず、将来的にも、決して職務の遂行を怠らないとか、以後二度と再び同種同様の義務違反を繰り返したりしない旨を固く誓約するならば、それによって、直ちに罪科が免除されるという共通の基本構造を持っている。

室町期の興福寺においては、罪科に値するとの負の評価を受ける職務怠慢などの何らかの義務違反を犯した本人に対して相応な罪科を科することによって、当該職務を確実に遂行する旨を本人に確約させるように促すと共に、将来的にも、同種同様の職務怠慢等の義務違反を二度と再び繰り返さない旨を告文（起請文）に書き認めることで本人に誓約させるように促し、しかも、目的とするその確約或いは誓約を本人から引き出すことができたとすれば、その時点で当該罪科を免除する処置を行うという、一見矛盾を来しているような感のある特異な法的慣行が行われていた。この点については、前節で引用紹介した「大乘院寺社雑事記」の記事に徴して、殆ど疑う余地がない程に确实と思われるが、このような法的慣行をどのように理解すべきであろうか。外形からこの法的慣行を観察すると、これは、罪科に値するとの負の評価を受ける何らかの義務違反を犯した本人に相応な罪科を

科することによって、少なくとも外面に現れる本人の態度については、一種の改善が促されたということに他ならない。この場合、罪科に値するとの負の評価を受ける何らかの義務違反を犯した本人に何らかの相応な罪科を科することそれ自体が持っている主な目的とは、一度は本人が懈怠した当該義務を確実に果たさせるように促すと共に、将来に亘って二度と再び同種同様の義務違反を繰り返さない旨を本人に固く誓わせるという、正にその点にこそ存していたと考えられる。即ち、この場合に、義務違反を犯した本人に相応な罪科を科することそれ自体が主目的とする所とは、正に本人の態度の上にこのような一種の改善を促すことに他ならず、偏えにそれのみに尽きていたと考えることができる。そこで、何らかの義務違反を犯した本人が告文（起請文）等を捧げて神仏に誓うという最も厳粛な形式を通じてそうするのであれば、それこそ理想的と言えようが、何れにせよ、本人自身から、今後は態度を改め、将来二度と再び義務違反の失態を繰り返さない旨の誓約を引き出し、その旨の言質を確実に本人から取れたとすれば、少なくとも外面に現れ出た本人の態度については、明らかに一種の改善の跡が認められると評価され得る可能性を生じたと考えられる。従って、実際に本人が今後は態度を改めて二度と同じ失態を繰り返さない旨の誓約を行った正にその瞬間に、本人に対して当該罪科を加える主目的が達せられたと評価され得る可能性が生じたと考えられるが、それと同時に、その段階に至って初めて、当該罪科を本人から免除することが可能になって来ることにもなると考えられるのである。そして、以上に述べたような評価になじむ罪科（刑罰・処罰）とは、犯罪者本人の改善を促し、犯罪者本人によって繰り返される再犯を予防する目的で科せられる刑罰の一種として把握されることになると考えられるが、このような刑罰は、近代刑法流に言えば、犯罪の「特別予防」を主目的として犯罪者に科せられる刑罰に他ならないとすることができる。

本節でのごく簡単な考察を要約すると、以下のようになろう。「大乘院寺社雑事記」の記事を見ると、室町期の興福寺においては、現代人の目で見ると、殆ど犯罪とは見做し難い程に軽微な種々の義務違反行為やごく些細な注意義務違反（過失）の行為者本人に対して、罪科（刑罰・処罰）が安易に科せられていた形跡が数多く認められる。しかし、この種の軽微な義務違反行為やごく些細な注意義務違反（過失）の行為者本人に対して科せられていた罪科には、多くの場合、罪科免除という、一見矛盾している感のある特異な処分が付随していた。この罪科免除の処分は、義務違反行為者本人から、自ら懈怠した義務を遂行し、将来二度と再び同種同様の義務違反を繰り返さない旨の誓約或いは言質を取った上で行われるのを常としていた。義務違反行為者本人から、その旨の言質を引き出すことができたとすれば、行為者本人の内心のありようはともかくとして、少なくとも行為者本人の外面に現れ出た態度の上には、客観的に見て、明らかに何程かの変化が生じたことになり、行為者本人の態度の上に一種の改善の跡を見て取って、本人が何程かは改善されたと評価することが可能となる。もし行為者本人の外面に現れた態度の上に一種の改

善の跡を客観的に見て取って、それを本人の改善と評価できる状態になったとすれば、それによって、行為者本人に対して当該罪科を科する所期の目的が一応達せられたと評価され得る可能性が生じていることになる。そして、行為者本人に対し当該罪科を科する所期の目的が一通り達せられたと評価され得る段階に至ったとすれば、その段階で、当該罪科を免除することにしても、特に差支えを生じては来ないことになり得るのである。

以上のごく簡単な考察の結果、次のような結論を導き出すことが可能になるとと思われる。即ち、今回小稿で取り上げた室町期の興福寺で見られた罪科免除の処分を伴う罪科（刑罰・処罰）の性質は、罪科の所期の目的に照らして判断すると、「見懲らし」の語によって象徴されるような犯罪の一般予防の目的を持つ刑罰⁽⁴¹⁾の一種ではなかったと考えられるのであり、犯罪行為者本人の一種の改善を図ろうとする主目的を持つという意味において、一種の特別予防の目的を持つ刑罰の一種と見るべきものであったと考えられるのである。

IV 終わりに

小稿では、筆者は、室町期の興福寺において頻々に行われていた罪科免除という特異な処分を伴う罪科（刑罰・処罰）の目的とする所について、若干の考察を試み、罪科免除の慣行の意味する所を少しばかり考えて見た。罪科免除の処分を伴う罪科の本質は、犯罪の一般予防の目的を持つ刑罰の一種ではなく、起請文を提出させるなどといった点で、勝れて中世風の手法を通じてではあるものの、犯罪行為者本人の一種の改善を図ろうとする主目的を持っていたという意味で、一種の特別予防の目的を持つ刑罰の一種であったと考えられるというのが、小稿における筆者の結論である。しかし、勿論、室町期当時の興福寺には、ありとあらゆる種類の犯罪行為に対して常に罪科免除が認められるなどというような荒唐無稽な法的慣行は、全く存在していなかった。罪科免除という特異な処分が認められるのは、第Ⅱ節で紹介したごく少数の実例に徴しただけでも十分に窺い取れるように、たとえ罪科を免ずることになったとしても、特に問題を生じて来ない程に軽微な犯罪行為や義務違反の場合だけに限定されていたのである。小稿の中で繰り返し述べたように、この種の犯罪行為は、現代人の感覚で見ると、一々言挙げして咎め立てするまでもなさそうに思えるような些細な注意義務違反（過失）に基づく、殆ど犯罪とは呼べない程に軽微な職務怠慢や職責懈怠の類ばかりであり、現代に準えて言えば、過料を徴収する秩序罰に相当する程度の甚だしく軽い義務違反であるに過ぎなかった。そこで、当然のことながら、当該時期の興福寺領においても、死罪相当の重罪犯に対しては、罪科免除などという処分は一切認められず、やはり最高刑の死罪が科せられていたのである。⁽⁴²⁾

以上に見たように、「大乘院寺社雑事記」を見ると、室町期の興福寺領内において、罪科免除を伴う罪科を科することは、主として過料相当の義務違反のようなごく軽微な犯罪

の処罰に関して頻々に行われていた法的慣行であったことが分かるが、その法的慣行の意味や目的を考察すると、次のことが明らかになって来る。即ち、日本中世社会の一面においては、専ら悪党行為のような重大犯罪行為についての一般予防を目的とする刑罰が、「為向後傍輩」または「為傍輩向後」に、永きに亘って、飽くことなく追求され続けていたという事情が確かにあったことが認められる⁽⁴³⁾が、日本中世社会のまた別の一面においては、それとは丁度正反対に、現代人の感覚からすると、殆ど犯罪とは呼べない程にごく軽微な犯罪の分野が、紛れもなく存在していたのであり、そのような凡そ犯罪らしからぬ犯罪の分野で犯罪行為者本人に科せられる罪科（刑罰・処罰）に関しては、実は、行為者本人の一種の改善を促すことを主目的とし、一種の特別予防を主目的とする刑罰が、長らく追求され続けていたという全く異質な事情が存在していたことは、先ず疑いないと考えられる。このことを今回確認できたことの意義は、決して小さくはないと思われる。

注

- (1) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、278頁。「大乘院寺社雑事記」長禄元年十一月晦日条。
- (2) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、281頁。「大乘院寺社雑事記」長禄元年十二月五日条。
- (3) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、346頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年二月六日条。
- (4) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、346頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年二月七日条。
- (5) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、346頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年二月八日条。
- (6) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、346頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年二月九日条。
- (7) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、346～347頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年二月十日条。
- (8) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、347頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年二月十日条。
- (9) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、347頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年二月十一日条。
- (10) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、370頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年四月一日条。
- (11) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、370頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年四月二日条。
- (12) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、370～371頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年四月二日条。
- (13) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、372頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年四月三日条。
- (14) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、376頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年四月七日条。
- (15) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、1978・4・25、380頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年四月十二日条。
- (16) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷（大乘院寺社雑事記一）』（臨川書店）、

- 1978・4・25、381頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年四月十四日条。
- (17) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、382頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年四月十五日条。
- (18) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、114頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年三月廿九日条。
- (19) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、124頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年四月廿六日条。
- (20) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、140頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月十一日条。
- (21) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、140頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月十二日条。
- (22) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、140～141頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月十二日条。
- (23) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、141頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月十二日条。
- (24) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、142頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月十二日条。
- (25) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、142頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月十二日条。
- (26) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、142頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月十二日条。
- (27) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、142頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月十二日条。
- (28) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、143頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月十四日条。
- (29) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、147頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月十九日条。
- (30) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、148頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月廿日条。
- (31) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、148頁。「大乘院寺社雑事記」康正三年五月廿日条。
- (32) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、297頁の「大乘院寺社雑事記」長禄元年十二月廿八日条を参照。
- (33) 竹内理三編『増補続史料大成第二十七卷(大乘院寺社雑事記二)』(臨川書店)、1978・4・25、6頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年十二月三日条。
- (34) 竹内理三編『増補続史料大成第二十七卷(大乘院寺社雑事記二)』(臨川書店)、1978・4・25、6頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年十二月四日条。
- (35) 竹内理三編『増補続史料大成第二十七卷(大乘院寺社雑事記二)』(臨川書店)、1978・4・25、12頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年十二月十一日条。
- (36) 竹内理三編『増補続史料大成第二十七卷(大乘院寺社雑事記二)』(臨川書店)、1978・4・25、13頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年十二月十一日条。
- (37) 竹内理三編『増補続史料大成第二十七卷(大乘院寺社雑事記二)』(臨川書店)、1978・4・25、15頁。「大乘院寺社雑事記」長禄二年十二月十三日条。
- (38) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、192頁の「大乘院寺社雑事記」康正三年七月十七日条などを参照。
- (39) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、92頁の「大乘院寺社雑事記」康正三年二月十九日条などを参照。
- (40) 竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、211頁の「大乘院寺社雑事記」康正三年八月十日条などを参照。

- (41) 日本中世において、「見懲らし」の語が犯罪の一般予防目的を表現する語であったことについては、拙稿「鎌倉期悪党禁令中に現われる「傍輩」の語義の再検討」(『共栄学園短期大学研究紀要』第22号、2006年)、拙稿「鎌倉末期以降における「傍輩」の見懲らしについて」(『共栄学園短期大学研究紀要』第23号、2007年)、拙稿「中世中期における「見懲らし」について」(『共栄学園短期大学研究紀要』第24号、2008年)で詳述してあるので、参照されたい。
- (42) 例えば、菩提山の中尾大坊の部屋に潜伏していた殺害人を処刑したという記事が、竹内理三編『増補続史料大成第二十六卷(大乘院寺社雑事記一)』(臨川書店)、1978・4・25、363～364頁の「大乘院寺社雑事記」長祿二年三月廿八日条に出ている。
- (43) この点については、注(41)に列挙した拙稿を参照されたい。